

令和4年 教育委員会第14回定例会 会議録

日 時 令和4年8月23日（火）

午後3時00分～午後4時15分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 令和5年度使用 特別支援学級教科用図書採択
- (2) 令和5年度使用 千代田区立中等教育学校（後期課程）教科用図書採択
- (3) 令和5年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択
- (4) 令和5年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択
- (5) 幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 職員の定年引上げ等に伴う3定条例改正案件及びその対応について
- (2) 令和4年度補正予算案一般会計第1号について

【子ども支援課】

- (1) インターネットを通じた口座振替受付サービスの開始について
- (2) 「ぴったりサービス」を用いたオンライン申請の受付開始について
- (3) 区立保育園・こども園・幼稚園における園内業務支援システムの構築及び運用保守業務プロポーザルの内定者選定結果等について

【児童・家庭支援センター】

- (1) 警視庁との協定締結について

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（7月）

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月5日号）

出席委員（4名）

教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（12名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真
主任指導主事	田中 博

欠席委員（1名）

教育長	堀米 孝尚
-----	-------

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

金丸教育長職務代理者

開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することにいたしますので、ご了承ください。

なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきます。この件についてもご承知おきいただきたいと思います。

それでは、ただいまから令和4年教育委員会第14回定例会を開会いたします。

本日、堀米教育長は体調不良のため欠席です。教育長職務代理者である、私、金丸が教育長に代わって進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日、教育委員は全員出席です。

今回の署名委員は佐藤委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事日程に先立ち、幹部職員の点呼を子ども総務課長にお願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

それでは、幹部職員の点呼をさせていただきます。

本日の幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、子ども支援課長、児童・家庭支援センター所長、指導課長、主任指導主事、そして私の子ども総務課長です。

オンライン出席している幹部職員は、私のほうで職名を呼び上げますので、返事をお願いいたします。

それでは、呼び上げます。

教育政策担当課長。

教育政策担当課長

教育政策担当課長です。

子ども総務課長

続いて、子育て推進課長。

子育て推進課長

はい。子育て推進課長です。よろしくをお願いいたします。

子ども総務課長

子ども施設課長。

子ども施設課長

はい。子ども施設課長、赤海です。よろしくをお願いいたします。

子ども総務課長

学務課長。

学務課長

はい。学務課長、大塚でございます。よろしくをお願いいたします。

子ども総務課長

九段中等教育学校経営企画室長。

副参事(特命担当)

はい。九段中等教育学校、大塚です。よろしくお願ひします。

子ども総務課長

以上のとおりの出席状況でございます。

◎日程第1 議案

指導課

- (1) 令和5年度使用 特別支援学級教科用図書採択
- (2) 令和5年度使用 千代田区立中等教育学校(後期課程)教科用図書採択
- (3) 令和5年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択
- (4) 令和5年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択
- (5) 幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

金丸教育長職務代理者

それでは、日程第1、議案事項に入ります。

議案第21号、令和5年度使用特別支援学級教科用図書採択につきまして、指導課長、ご説明をお願いいたします。

指導課長

はい。指導課長です。

それでは、議案第21号をご覧ください。本区富士見小学校、千代田小学校と麴町中学校に設置しております特別支援学級で使用する教科用図書について、ご採択いただくものでございます。

学校教育法附則第9条及び同施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合や、教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合は、それぞれの学校の設置者の定めるところにより、ほかの適

切な教科用図書の使用をすることができることになっております。特別支援学級に在籍する児童生徒は、その発達の状況が非常に多様でございますので、子どもの発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように、毎年度採択をお願いしているところでございます。

特別支援学級設置校で調査、研究した結果につきましては、7月26日の教育委員会でご協議いただいたところであります。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

金丸教育長職務代理者

今のご説明を受けて、ご質問等がございましたら、挙手してご質問ください。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理者

それでは、これは議案ですので、採決を採りたいと思います。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第22号、令和5年度使用千代田区立中等教育学校（後期課程）教科用図書採択につきまして、指導課長、ご説明をお願いいたします。

指導課長

はい。指導課長です。

それでは、議案第22号をご覧ください。本議案は、中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の採択をお願いするものでございます。

中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の選定について、中等教育学校（後期課程）の教育課程は、生徒の実態が非常に多岐にわたりますので、東京都立高等学校同様、校長の権限と責任で教科書を選定することとなっております。

本区におきましては、区立九段中等教育学校長が選定したものを、学校を設置する千代田区教育委員会が毎年度採択することとなっております。所定の手続を踏んで、九段中等教育学校の特色ある教育課程や生徒の実態に応じて選定した教科用図書について、7月26日の教育委員会でご協議いただきました。このたび採択候補を一覧として議案として提出させていただいております。こちらにつきましても、ご審議のほどよろしく願いいたします。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまの説明を受けて、ご質問等がございましたら、挙手をしてご質問等をしてください。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理者

それでは、これも議案ですので、採決を採らせていただきます。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。全員賛成により可決されました。

次に、議案第23号、令和5年度使用千代田区立小学校教科用図書採択につきまして、指導課長、ご説明をお願いいたします。

指 導 課 長

はい。指導課長です。

議案第23号をご覧ください。本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、区立小学校の教科用図書を採択する必要があるための議案でございます。

小学校の教科用図書につきましては、同法第14条において、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに統一の教科用図書を採択することとされており、採択年度に採択したものと同一のものを採択するというようになっております。小学校におきましては令和元年度に採択替えを行っておりますので、令和5年度まで同一教科用図書を使用することとなっております。

議案に関しましては、採択年度に採択したものと同一の教科用図書一覧となっております。ご確認いただきまして、採択をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

金丸教育長職務代理者

ただいまのご説明を受けて、何かご質問があれば、挙手をしてご質問ください。よろしいでしょうか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

それでは、本件につきましても、議案ですので、採決を採らせていただきます。

賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

金丸教育長職務代理者

ありがとうございました。全員賛成により可決されました。

次に、議案第24号、令和5年度使用千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択につきまして、指導課長、ご説明をお願いいたします。

指 導 課 長

はい。指導課長です。

それでは、議案第24号をご覧ください。本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づきまして、区立中学校・中等教育学校（前期課程）の教科用図書を採択する必要があるための議決でございます。

中学校・中等教育学校（前期課程）の教科用図書につきましては、同法第14条において、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされておるとおり、採択年度に採択したものを、同一のものを採択するというようになっております。中学校・中等教育学校（前期課程）におきましては、令和2年度に採択替えを行っておりますので、令和6年度まで同一教科用図書を使用することとなっております。

議案は、採択年度に採択したものと同一の教科用図書一覧となっております。ご確認いただき、採択をお願いしたいと思います。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたら、挙手をしてご質問ください。よろしいでしょうか。

(な し)

金丸教育長職務代理者	<p>それでは、本件につきましても、議案ですので、採決を採らせていただきます。</p> <p>賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
金丸教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。全員一致で可決されました。</p> <p>続きまして、議案第25号なのですが、事務局のほうから進行順について説明があるというお話ですので、子ども総務課長からその点のご説明をお願いいたします。</p>
子ども総務課長	<p>はい。子ども総務課長です。</p> <p>議事日程のほうをご覧ください。日程第2の報告事項、職員の定年引上げ等に伴う3定条例改正案件及びその対応につきましては、日程第1の(5)、(6)、議案第25号、第26号を包括的に説明するものとなりますので、先に日程第2の報告事項の職員の定年引上げ等に伴う3定条例改正案件及びその対応につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。その後、指導課長から議案第25号及び26号について、まとめてご説明をさせていただきたいと存じますので、一括でのご審議をお願いいたします。</p>
金丸教育長職務代理者	<p>今、子ども総務課長からお話があったような手順で進めてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(了 承)</p>

◎日程第2 報告

子ども総務課

- (1) 職員の定年引上げ等に伴う3定条例改正案件及びその対応について
- (2) 令和4年度補正予算案一般会計第1号について

金丸教育長職務代理者	<p>それでは、まず、日程第2、報告事項の職員の定年引上げ等に伴う3定条例改正案件及びその対応について、子ども総務課長からご説明をお願いいたします。</p>
子ども総務課長	<p>はい。資料のほうをご覧くださいながらご説明のほうをさせていただきますので、お聞きください。</p> <p>職員の定年引上げ等に伴う3定条例改正案件及びその対応についてでございます。</p> <p>少子高齢化を踏まえ、高齢期の職員を活用し、次の世代に知識、経験などを継承するため、地方公務員法と国家公務員法が改正され、職員の定年を段階的に引き上げるための条例改正と、雇用されて間もない職員も育児休業が可能となるように、また育児休業、育児参加をしやすいように、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和に関する条例改正など、第3回区議会定例会に様々な条例改正が上程される予定でございます。</p> <p>これらの条例改正案を上程するに際し、教育委員会への付議等のスケジュー</p>

ールについて、2の記載のとおりでございまして、ご説明させていただきます。

(2)の、本日でございます。8月23日教育委員会で、そこに記載の2条例について、ご審議、ご議決いただくこととなります。その後、区長部局に立案請求をいたしまして、8月の最終週ないしは9月の第1週に、本日もご議決いただく2条例に加えて、これからご説明します人事課及び総務課所管の条例のうち教育に関する部分を含む改正条例について、区長部局から意見聴取がありますので、その当該意見聴取に関する議案も提案させていただく予定でございます。そちらについては書面により行う予定でございますが、こちらについては、後ほどご説明いたします。9月6日には、第3回定例会で告示を迎えることとなります。

まず、定年引上げ及び新たな人事制度の導入についてご説明をいたします。定年の段階的な引上げについては、令和5年4月から開始します。現行の60歳定年を令和5年度から1歳ずつ2年ごとに段階的に引き上げて、令和13年度で65歳となります。

表のほうをご覧ください。見にくいかと思いますが、令和5年度末には定年退職者はなく、令和6年度末に61歳で定年を迎えることとなります。それ以降、令和13年度までは隔年で定年退職者が出て、その次の年に定年の年齢が1歳ずつ上がっていくという仕組みとなっております。

また、法の改正では、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制も導入されます。役職定年とは、定年は引き上げられても、60歳で管理監督者は管理職以外の職に降任することを指します。

2のほうの資料をご覧ください。「千代田区では、」とありますが、幼稚園教職員も同様でございます。管理職ポスト数に対し、管理職職員数が不足する現状と今後の見通し等を踏まえ、当面、例外的取扱いである特例任用制度や、暫定再任用の管理職の継続任用を活用していくところでございます。

まず、特例任用制度には、①として勤務延長型特例任用と、②として特定管理監督職群の活用というのがあります。1つ目は、もともと就いていた職にそのまま引き続き留任することが想定されていて、本当に例外的な任用となっております。2つ目の特例管理監督職群の活用については、これは暫定的な利用というところでは考えているところなのですが、幼稚園教育職群、幼稚園の教育職員については、この特別区人事委員会から示される特定管理監督職群(案)の1つ目でございますように、幼稚園長であるとか副園長については、この特定管理監督職群として管理職に引き続き任用できるような規定になる予定でございます。

もう1つ、(2)が暫定再任用管理職の継続任用です。こちらは、現行60歳定年の方が65歳まで勤務を継続することができる再任用制度は廃止されますが、令和13年度までの定年延長完了までの間は、経過措置として暫定再任用制度とあって、65歳まで再任用できる今の現行制度の横引きみたいな制度

が継続されるという意味です。こちらについては、役職定年制の適用を受けないので、引き続き管理職として任用することができる規定となります。

続いて、60歳に達した職員の給料等でございます。こちらについては、国家公務員とか民間企業の均衡等を踏まえまして、60歳に達した以後の最初の4月1日以後については、60歳のときの7割水準となります。60歳以後に、定年前に退職した者の退職手当は、職員に不利にならないように、定年退職と同様に計算するということとなります。

続いて、定年前再任用短時間勤務制度ですけれども、こちらも、現行、短時間再任用勤務がありますので、それを横引きした制度が設定されるということとなります。

5つ目でございます。関係職員への情報提供・意思確認というところで、今後、60歳以後の職員の勤務体系が多様になることを踏まえて、年度末年齢59歳の職員に対して、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供して、60歳以後の勤務の意思を確認していくというようなところで、そこで今後の見込みも踏まえて考えていくということとなります。ただ、教育委員会で今回諮る幼稚園職員に関しましては、今、園長先生で、そういった方の年齢の最高の方が59歳ということですので、来年度に役職定年とか定年退職を迎える予定となっております。

これらの定年引上げに係る条例改正の一覧がこちらの表となります。「意見聴取の有無」に丸がついているものについてが、今回こちらに意見聴取がされるのですが、3ページにわたってあります。1から10までの間の6条例、こちらが意見聴取される予定です。最後の11番目、12番目については、後ほど議案として上程させていただく予定でございます。主な改正箇所の細かい点については、表の中ほどに記載がございますので、意見聴取まで間にご確認いただきたいと存じます。

こちらの資料のその他の部分をご説明させていただきます。今回の条例改正に伴う教育委員会規則の改正は、令和4年12月末までに行う予定でございます。その時期については別途調整が入りますので、適宜ご提案させていただきます。

今回の条例改正とは別に、次の3規則について9月の教育委員会に付議予定でございます。1つは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例施行規則、期末手当に関する規則、勤勉手当に関する規則、こちらの3つの規則でございます。こちらについては9月の第2週で情報提供させていただいた後、下旬のところで付議させていただく予定となっております。

説明は、簡単でございますが、以上でございます。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございました。

ただいまのご説明について、質問等がございましたら、挙手をして質問してください。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理者

よろしいようであれば、これは報告事項ですので、次にまた議案に戻ら

いと思います。

◎日程第1 議案

指導課

(5) 幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(6) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

金丸教育長職務代理者

議案第25号、幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第26号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、指導課長、ご説明をお願いいたします。

指導課長

はい。指導課長です。

それでは、私から、議案第25号、幼稚園教育職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第26号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明させていただきます。

資料をご覧ください。1、趣旨についてですが、先ほど子ども総務課長の説明にもありましたが、国家公務員法及び地方公務員法の一部が改正され、令和5年4月から職員の定年年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございます。改正する項目は大きく2点です。1点目が定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴う改正、2点目が60歳に達した職員の給与等に伴う改正です。

まず、(1)定年前再任用短時間勤務制度の導入についてです。人事課所管の職員の定年等に関する条例において、現行の60歳定年退職者の再任用制度を廃止し、令和13年度の定年引上げ完了まで、経過措置として現行同様の暫定再任用制度を残置することを規定する予定でございます。また、60歳以後、定年前に退職した職員を、本人の希望により短時間勤務の職に採用することを可能とする定年前再任用短時間勤務制度の導入も規定する予定となっております。

この定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴いまして、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条等にある「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するものとなります。

次に、(2)60歳に達した職員の給与等に関してです。職員の給与月額、国家公務員や民間企業との均衡等を踏まえ、職員が60歳に達した日の最初の4月1日以後、60歳時の7割水準とします。役職定年で、管理職である園長もしくは副園長から管理職ではない主任教諭に降任した職員の給与月額は、降任前時点の7割になるよう差額を支給するものです。

3、改正する条例は、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例と、幼稚園教職員の給与に関する条例となります。

金丸教育長職務代理者

4、新旧対照表につきましては別紙のとおりでございます。
5、施行期日は令和5年4月1日となります。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまのご説明について質問のある方は、挙手をしてご質問ください。
よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理者

よろしければ、これも議案ですので採決を採りますが、2つの議案に分か
れておりますので、それぞれの議案について採決をさせていただきます。

では、議案第25号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条
例の一部を改正する条例について、賛成の方は挙手を。

(賛成者挙手)

金丸教育長職務代理者

はい。ありがとうございました。全員賛成で可決されました。

では、続きまして、議案第26号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一
部を改正する条例につきまして、賛成の教育委員の方々は挙手をお願いいた
します。

(賛成者挙手)

金丸教育長職務代理者

ありがとうございました。これにつきましても全員賛成で可決されまし
た。

◎日程第2 報告

子ども支援課

- (1) インターネットを通じた口座振替受付サービスの開始について
- (2) 「ぴったりサービス」を用いたオンライン申請の受付開始について
- (3) 区立保育園・こども園・幼稚園における園内業務支援システムの構築
及び運用保守業務プロポーザルの内定者選定結果等について

児童・家庭支援センター

- (1) 警視庁との協定締結について

指導課

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告(7月)

金丸教育長職務代理者

では、引き続きまして、日程第2、報告に入りたいと存じます。

令和4年度補正予算一般会計第1号につきまして、子ども総務課長、ご説
明をお願いいたします。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

第3回定例会に補正予算案として上程される予定の令和4年度一般会計補
正予算案第1号について、子ども部部分についてご説明をいたします。一般
会計歳入歳出予算の補正の全体はそこに記載のとおりでございまして、補正
後の予算額は695億円余となるものでございます。その下が子ども部の抜粋
部分になります。

1つ目は、事業名は学校給食でございます。こちらは、そこに記載のとおり、食材価格の高騰の影響を踏まえて、学校給食に係る保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部を補助するための経費について、追加で予算計上を行うものです。現在、児童生徒1人当たり30円の補助をしておりますが、追加で1人当たり15円程度補助する予定でございます。小学校、中学校、中等教育学校ごとの費用は記載のとおりでございますが、総額は1,276万7,000円を追加計上しているような状況でございます。

続いて、2つ目のベビーシッター利用支援事業です。こちらにも記載のとおり、日常生活上の突発的な事情により、一時的に保育を必要とする保護者を対象としたベビーシッターの派遣の利用者等の増加に伴いまして、利用料の一部を助成するための経費に不足を生じることから、追加の予算計上を行うものでございます。

こちらの事業につきましては、令和3年12月から事業を開始しているところで、想定以上の利用のお申し込みがありまして、昨年度予算計上時には、ここまでの利用者が見込めなかったというところで、追加で予算計上するもので、総額が2,800万円を計上予定でございます。

続いて、子ども発達支援でございます。こちらは障害児通所給付事業になります。児童福祉法に基づく障害時通所支援サービスの利用者数の増加に伴いまして、その通所給付費に不足が生じることから、追加の予算計上を行う物でございます。

こちらは重症心身障害児や医療ケア児等の利用人数の増加や事業のサービスの充実とともに、利用者の増加傾向があることにより、昨年度の見込みを上回るということでの追加でございます。総額は5,616万円を予定しています。

説明は、雑駁でございますが、以上でございます。

金丸教育長職務代理人

ありがとうございます。

ただいまのご説明を受けて、質問のある方は、挙手をして質問してください。

長崎委員

長崎委員。

今のベビーシッター利用支援事業のところなのですけれども、利用者数の増加に伴いということ、これ、件数的に、昨年とか例年と比べてどれぐらい増えているのか、お分かりになりますか。

児童・家庭支援センター所長

児童・家庭支援センター所長です。

昨年12月から開始いたしまして、12月から3月までの4か月間、そこら辺の実績というのがあるので、数を申し上げますと、件数としては162件で、対象となるお子さんは128人ございました。今年度、要は4年度の見込みとしては、今までのケースを勘案しますと、大体、件数としては480件、対象児童数250程度で、申請件数は単純に割り算しますと3倍以上。

長崎委員

ありがとうございます。この利用する、何を理由に利用者が増えたとか、その辺も分かっているのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 あまり詳細な事由までは、経費の申請のときには求めていないので、実際のところは分からないところもあるのですけれども、いろいろご自身のお仕事とか、就労は要件にはなっていないのですけれども、外出、冠婚葬祭など様々だと思います。

長崎委員 ありがとうございます。

金丸教育長職務代理者 ほかには何かご質問はございませんでしょうか。

佐藤委員 佐藤委員。

児童・家庭支援センター所長 今のお話で、ということは、理由を問わず預けられるということによろしいでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 児童・家庭支援センター所長でございます。

金丸教育長職務代理者 そうです。日常生活上の何かご事情があればということです。企画的には、そこはあまり、何かこれはマル、これはバツと、理由については、そこは申請の中では問わない。

児童・家庭支援センター所長 たしか昨年12月から始まった制度ですよね。

金丸教育長職務代理者 はい。

児童・家庭支援センター所長 金丸教育長職務代理者 そういう意味では、スタートの段階と今の段階までに、アナウンスが行き渡ってきた部分もあるのだろうとは思いますが。

金丸教育長職務代理者 ほかには何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理者 よろしければ、これは報告事項ですので、この程度にさせていただいて、次に移りたいと思います。

子ども支援課長 次に、インターネットを通じた口座振替受付サービスの開始について、子ども支援課長、ご説明をお願いいたします。

子ども支援課長 子ども支援課長の湯浅でございます。資料に基づきまして、インターネットを通じた口座振替受付サービスの開始について、ご説明をさせていただきます。

千代田区では、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、特別区民税、介護保険料、そして保育園などの保育料等につきまして、口座振替による収納を行っているところでございますが、こちらの登録手続きが、区民が口座振替依頼書を金融機関又は区に提出して、1か月から2か月程度の期間を要するという課題がございました。このため、ウェブ上で口座振替登録ができる公金収納支援サービスを導入することによって、スマートフォンなどでいつでも口座振替の申込みができるよう、利便性の向上を進めるものでございます。

今回ウェブ口座振替受付サービスの導入予定となっている項目につきましては、1番の(1)から(5)のとおりでございます。そのうち子ども部の部分につきましては、(5)番、保育料等、こちらは子ども支援課の所轄でございますが、こちらの事業自体、全庁的に行っている公金収納支援サービスというものでございますので、こちらの内容に係る予算につきましては会計室が一括計上しており、推進自体も全庁的に推進されているところでござ

います。

2番の口座振替の登録方法でございますが、区の総合ホームページから登録サイトのほうにリンクが張られております。こちらはヤマトシステム開発提供のウェブ口座振替受付サイトというところに飛ぶようになっておりまして、そちらのサイトで氏名・生年月日・口座番号等を入力することによって登録ができるものでございます。

開始時期でございますが、令和4年10月11日程度を見込んでございます。

こちらの周知方法につきましては、広報と併せて区の総合ホームページで9月20日頃掲載する予定でございます。

ご報告は以上です。

金丸教育長職務代理人

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問のある方は、挙手をしてご質問ください。

私から1点だけ。「保育料等」と書いてあるのですが、保育料以外にはどんなものが入っているのでしょうか。

子ども支援課長

はい。こちらは、ちょっと確認をさせていただきます。失礼いたしました。

金丸教育長職務代理人

はい。では、それは後ほど。

子ども支援課長

はい。

金丸教育長職務代理人

ほかには何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理人

それでは、これも報告事項ですので、今のご報告を受けたということで、次に移らせていただきたいと思います。

次は、「ぴったりサービス」を用いたオンライン申請の受付開始についてですが、これについても子ども支援課長からご説明をお願いいたします。

子ども支援課長

はい。続きまして、「ぴったりサービス」を用いたオンライン申請の受付につきまして、ご報告をさせていただきます。

こちら、区民の利便性の向上を図るために、教育・保育給付認定申請及び保育園等の入園・転園の申込みにつきまして、ぴったりサービス——いわゆるマイナポータル機能の一部でございますけれども、そちらを用いたオンライン申請受付を開始するものでございます。

こちらの導入のメリットでございますが、区役所に来庁することなく、いつでも手続きが可能になるということと、手書きで書類を作成する手間を省くことができるということ、それから入力フォームに沿って入力することによって、必要な情報を漏れなく申請することができるなどのメリットがございます。

利用可能となる手続きでございますが、2つございます。1つは教育・保育給付認定の申請でございますが、こちらは保育園や幼稚園、そういった利用をする場合に必要となる手続き、1号・2号・3号の3区分に分類されておりますけれども、保育の必要性と、保育標準時間と保育短時間の2区分に分類される保育の必要量について、利用者の居住する区市町村が認定するも

のでございます。

それから、もう1つが入園・転園の申込みでございます。認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、区立子ども園——こちらは長時間保育でございます。区立幼稚園、こちら長時間です。それから幼保一体施設内の保育園の入園及び転園の申込み手続きでございます。

開始時期でございますが、事後になって申し訳ございませんが、令和4年8月15日から開始してございます。

周知方法につきましては、広報千代田の9月5日号、千代田区の総合ホームページにつきましては8月下旬掲載する予定でございます。

報告は以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのご説明について、質問のある方は、挙手をして質問してください。

佐藤委員。

佐藤委員
子ども支援課長

開始時期と周知方法が逆になってしまったのは、しょうがない。

はい。こちらはできるだけ早く接続をするということと、国に届出が必要なものですから、まずはそれをやってから周知をするということで進めさせていただいています。ですので、周知方法が遅れてしまったのですけれども、今現在、つなげようと思えばつながる状態にして、先行して、もし、つなげて手続をしたいという方がいれば、つなげられるような状況ではあると思うのですけれども、その場合、区のほうに問合せが来るようになっていきますので、そのときには詳細なご説明をさせていただこうかというところで考えてございます。

佐藤委員
金丸教育長職務代理者

分かりました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理者

それでは、続きまして、区立保育園・こども園・幼稚園における園内業務支援システムの構築及び運用保守業務プロポーザルの内定者選定結果等について、子ども支援課長、ご説明をお願いいたします。

子ども支援課長

はい。区立保育園・こども園・幼稚園における園内業務支援システムの構築及び運用保守業務のプロポーザルにおける内定者選定結果について、ご報告させていただきます。

こちらの業務内容でございますが、概要として、区立の保育園（4園）と、こども園（2園）・幼稚園（6園）におきまして、保護者の利便性を向上させるとともに、職員の事務負担軽減や単純作業の省力化を図りまして、より保育業務に専念できる環境を整備するため、園内業務支援システムを構築し、その保守運用業務を行うものでございます。

期間といたしましては、契約を締結した翌日から令和5年3月31日まで。こちらの事業の実施状況を毎年度区が評価いたしまして、評価が高かった受託者については、最長令和9年12月31日まで継続して契約を締結するという

ことができる規定がございます。

内定者でございますが、日本ソフト開発株式会社。こちらは滋賀県米原市というところがございます。

審査委員、こちらはプロポーザルを行った審査委員の構成でございます。教育委員会事務局の子ども部長、子ども総務課長、子ども支援課長、政策経営部IT推進課長、区立保育園長会代表、そして区立幼稚園長会代表、それから学識経験者の皆様をお願いしたところです。

今後のスケジュールにつきましては、令和4年9月中旬に契約をいたしまして、10月から設計、構築等を行い、令和5年1月には試行で運用を開始し、令和5年4月に本格運用したいというスケジュールで考えてございます。

報告は以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのご報告について質問がある方は、挙手をして。

長崎委員。

長崎委員

はい。では、概要のところ、「職員の事務負担軽減や」という、これは何となく分かりやすいのですけれど、その前にある「保護者の利便性を向上させる」というのは、どの辺が向上される内容になっているのですか。

子ども支援課長

こちらスムーズチェックインでやっていく予定ではあるのですけれども、基本的には登校・園管理、それを、書いたり記録していたりするのを自動でできるように、ICカードやIoTなどを使って自動でできるようになるということと、あとは連絡帳です。手書きでやっている連絡帳を、このシステムを使ってできるように。それと、ちょっとまだ先の話なのですが、健康管理系も自動でできるとか、そういった記録も併せてできるようなことを考えております。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かご質問はございませんでしょうか。

1点、ちょっとご質問をさせていただきます。

子ども支援課長

はい。

金丸教育長職務代理者

期間について、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までと書いてありますけれども、スケジュールを見ると、9月に契約をして10月から設計、構築が始まると。試行が行われるのは来年、令和5年1月からなのですかね。

子ども支援課長

はい。

金丸教育長職務代理者

すると、この期間のこの3月31日までというのは、しょせん試行の段階で終わってしまうわけですね。

子ども支援課長

はい。

金丸教育長職務代理者

何となく話がすっきりしないというか、例えば試行ではなく本格運用をして、一定の期間がたって見直しとするならば、見直しの意味があるわけです。試行の場合には、試行の中で問題があるのを改良していくことが前提なので、何かその趣旨がもう一つよく分からないと感じた。

子ども支援課長

ステップにおいて、まず導入までの構築期間、ここに問題があった場合はやはり業者を変えられるように、やはりその時点で導入に踏み切ってしまう

と、後々問題になりますので、それでちょっとご説明の中に、毎年度区が評価するとさせていただいています。

それから、もちろん来年度導入した後に、その導入したシステムの構築に対して評価をして、またそれに対して併せて次を続けるかどうかという判断を毎年度やっていく。そこで、年度主義で申し訳ないのですが、年度ごとに評価するという段階で分けて、こちらをやらせていただこうと思っております。

金丸教育長職務代理人

ありがとうございます。

ほかには何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理人

それでは、続きまして、警視庁との。

子ども支援課長

すみません。子ども支援課長でございます。大変失礼いたしました。

先ほどお答えできなかった「保育料等」の「等」の部分でございますが、幼稚園の使用料、こちらが入っているということでございます。大変失礼いたしました。

金丸教育長職務代理人

保育料とは別に、幼稚園の使用料というのがあるわけですね。

子ども支援課長

はい。

金丸教育長職務代理人

はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、警視庁との協定締結につきまして、児童・家庭支援センター所長、ご説明をお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

児童・家庭支援センター所長でございます。

警視庁との協定締結ということで、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のための情報共有のための協定を締結するというところで、警視庁さんと協議中です。先月、個人情報保護審議会のほうでご説明し、そういったところでご了承いただきまして、今、警視庁さんと協議してございまして、今回、締結のお日にちを固めまして、もう正式にこれで締結するということまで参りましたので、その説明、報告でございます。

主な内容ですとかはこれまでどおりでございまして、この資料の2番目のセキュリティの確保というのが、先月の教育委員会でのご意見を頂戴しまして、それを踏まえて情報の漏えいが起こらないよう管理を意識して行っております。

締結予定日は8月30日です。来週の火曜日でございます。そして、来月9月からの運用とさせていただきます。

報告は以上でございます。

金丸教育長職務代理人

はい。ありがとうございます。

ただいまのご報告について質問のある方は、挙手をして質問をしてください。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理人

それでは、日程第3、その他に入りたいと思います。

教育委員会行事予定表、広報千代田（9月5日号）につきまして、子ども

総務課長、ご説明をお願いいたします。

失礼しました。1点漏れておりました。いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告について、指導課長、ご説明をお願いします。

指導課長

はい。指導課長です。

それでは、私から、令和4年度7月のいじめ、不登校、白鳥教室の状況について報告をいたします。

まず、いじめについてです。7月の新規は8件、6月からの継続が10件、合計で18件となります。新規いじめの対応については、冷やかしやからかい、嫌なことを言われる事案が7件、軽くぶつかられたり蹴られたりする事案が1件となります。

続いて、不登校です。4月からの欠席、出席停止日数の合計が30日を超えたのは、小学校が27名、中学校、中等教育学校が35名、合計62名となりました。各学校に対しては、登校していない児童生徒に対して細やかに連絡を取り、本人や家庭の思いを尊重しながらサポートをしていくよう依頼をしているところでございます。

最後に白鳥教室の利用状況についてです。7月の新規登録者は2名、7月末の利用者数は12名となっております。白鳥教室が通室児童生徒の居場所となるよう、今後も引き続き定期的に面談を行うとともに、各学校と児童生徒の情報を共有しながら連携して進めていけるように、学校に依頼しているところです。また、白鳥教室にもそのようなことを伝えているところでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまの報告を受けて、ご質問がある方は、挙手をしてください。

佐藤委員。

佐藤委員

不登校のお子さんが35人いらっしゃって、白鳥教室に行っていらっしゃるお子さんが12人ということで、23人のお子さんがお家にいるという状況で、その子たちは、白鳥教室には行けないけれど、どこかだったら、例えば保健室だったら行けるというか、そういう状況にあるのでしょうか。

指導課長

はい。指導課長です。

まず不登校につきましても、カウントの仕方として、30日以上ということですので、全く学校に行けていないというようなお子さんばかりではないと。断続的ではあるけれども、教室あるいは保健室登校ができている児童生徒もいるというようなところが、まず1点です。

さらに、白鳥教室の利用につきましては、現在、登録者数が20名というところになっておりますけれども、今お話しいただきましたその差といいますか、全く学校にも行けていないお子さんの中で白鳥教室にもつながっていないお子さんというところについては、我々としても課題意識を持っておりますので、できるだけそういったお子さんが白鳥教室につながり、居場所づくり、セーフティネットというところでの白鳥教室の役割を果たせるようなと

金丸教育長職務代理者

ころで運営してけるといいかというふうに考えているところです。
ほかには何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。
(なし)

金丸教育長職務代理者

それでは、この点についてもこの程度にさせていただきたいと思います。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(9月5日号)

金丸教育長職務代理者

それでは、日程第3、その他等に入りたいと思います。

教育委員会行事予定表、それから広報千代田(9月5日号)について、子ども総務課長から、ご説明をお願いします。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

教育委員会行事予定表については、教育委員が出席するような行事日を中心に、8月23日から10月4日までを記載しているものでございます。

裏面に行きまして、各種運動会とか九段祭とかが、行事が予定されているところがございます。今のところ、こちらの教育委員の出席というところは考えていないというような状況でございます。

なお、9月6日の有識者会議については、行事予定表上は記載をしてございません。先日ご相談させていただきましたとおり、9月5日については俣野委員と長崎委員にオブザーバーとして出席していただく予定をしております。

行事予定表については以上でございます。

続きまして、広報千代田(9月5日号)についてご説明をいたします。子ども部からは5件掲載予定でございます。子育て推進課からはこども医療証の年度切り替えについて、児童・家庭支援センターからは年長から小学生低学年を乗り切るスキル講座、また子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会や、学務課からの就学時健康診断など、例年のものが記載でございます。5つ目が先ほどご報告いたしましたきましたびったりサービスに関する広報になってございます。そのほかは、地域振興部から12件ほど掲載予定でございます。発刊された暁には内容のほうのご確認をお願いいたします。

説明は以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございました。

ただいまのご説明で何かご質問等がございましたら、挙手をして質問してください。よろしいでしょうか。

俣野委員。

俣野委員

はい。15、16番と、これは柔道と空手と、濃厚接触になるのですけれども、これはもう、10月という時期もあるのでしょうか、実際はやるという前提で進めて、よろしいのですか。

子ども総務課長 子ども総務課長です。

こちらについて、10月の時期ということもあるので、そのときの感染者状況にもよるとは思うのですが、学校における体育の取扱いとか、そういった感染対策のガイドラインに基づいて実施する方向であるかと存じます。また、中止のときには、またそういったご案内がホームページ上とかで載るかと思しますので、よろしくをお願いします。

俣野委員 柔道などというのは、結構接触するから、どうなのでしょう。分かりました。ありがとうございました。

金丸教育長職務代理者 ほかには何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理者 それでは、教育委員のほうから情報提供等がございましたら、お願いしたいと思います。

まずは長崎委員。

長崎委員 はい。8月14日の埼玉新聞に出ていた記事なのですが、さいたま市で不登校支援センターというのを今年度から開設していて、内容としては、千代田区の白鳥教室とはちょっと違って、オンライン上でその不登校になっている子たちが授業に参加して、学校ではないところで授業に参加して、オンラインでは顔出しではなくて、やり取りとかもチャットとかでやり取りして授業に参加したりというような方法が取られているような内容らしいのです。

千代田区とさいたま市だと、児童数だとか学校数とかの規模も全然違うし、そのまま持ってこられるものでもないかと思うのですけれども、もし白鳥教室に行くのが難しくて、でも、学校のTeamsとかに入っていくのも難しいという子たちも、もしかしたら別のところで、オンラインとかの授業に顔出ししなければ参加できるという子が中にはいるのかもしれないと思って、何かそういう方法も1つあってもいいのかというのを感じました。

記事では、小学生35人、中学生61人、計96人が今利用しているということで、一応つながりも大切にしたいということで、初めてリアルの体験学習もプラネタリウムというのを実施して、そこには27人が参加しているということで、顔を出さないで、チャットとかで、小学生があまり前向きでない発言をチャットで入れときに、中学生とかが「心配することはない」と温かい言葉かけをしているというやり取りがあったりするという。何かそういう方法も区としてもいろいろ考えていってもいいのかと、すごく参考になる記事だったので、皆様に共有いたします。

金丸教育長職務代理者 ありがとうございます。

この点について、指導課長、何か情報をお持ちでしょうか。

指導課長 はい。情報というほどではないので、逆に情報提供をありがとうございました。

お話を伺いまして感じたことは、まず1つ、このさいたま市の取組、オンラインで、またチャットも活用してというところで、非常に効果的な取組で

あるというふうには感じました。先ほど佐藤委員のほうからご質問いただきました、なかなか白鳥教室につながらない、家からも出られないようなお子さんに対しては、非常に効果的ではないかというふうには感じました。

また、現状といたしまして、本区白鳥教室においては、基本自学自習というところでやっているというところではご存じのところでは。また、できるだけ子どもたち同士の関わりというところでも、学習だけではなく運動や栽培等も通して、人との関わりというところでも重視しているというところもございます。また、タブレットも活用しているというところでもありますので、そういった意味ではこのさいたま市の事例も参考にはなるかというふうには考えております。

いずれにいたしましても、先ほども申しました、子どもたちができるだけ居場所、セーフティネットというところで、様々な方法を活用しながら、他の自治体の事例も参考にさせていただきながら、よりよい形で運営していくというところが必要なかというふうには思いますので、今後の参考にさせていただければというふうに思います。

情報提供をありがとうございます。

金丸教育長職務代理者
長 崎 委 員

どうぞ。

そして、こういう記事があるということをご事前にお知らせして、事務局さんのほうで、どういう取組をしているとか、申し込み方法とかその辺も今ネットで上げてくださっているの、皆様、少し、目を通していただけたらと思います。

金丸教育長職務代理者

はい。

ほかには何かございますでしょうか。

私からは2点あります。

1つは、7月16日のNHKの朝7時からの放送で、保育園の定員割れの問題について放送していて、港区では1年前からの計画に従って1園を閉鎖して、その園児を周辺の保育園の定員割れがあるところに吸収させたというような放送内容でしたけれども、その中で、千代田区では定員割れの園に助成金を出しているということも、要するに何もしていないわけではなくて、千代田区のいわゆる施策で対策を取っているという放送がありました。

また、これを見て私が感じたのは、補助金を出すと簡単に言っても、未来永劫に補助金を出すわけではないので、今後の展望として、園児の数の推移をどの程度想定しているだろうかということをお聞きできればと思って、この情報を提供いたしました。

続いてもう1点も言っておきますと、これはもっと、ある意味で政治的な問題が絡むのですけれども、8月6日の毎日新聞さんで、安倍晋三元首相の通夜と葬儀に合わせて、東京都教育委員会が全都立学校255校に半旗の掲揚を促す連絡を送っていたということが都への取材で判明したと。学校に対しては特定政党を支持・反対する政治活動を禁じていますけれども、都教委が、これについて、「掲揚は各校の校長の判断に任せた。弔意を強制したつ

もりはない」と説明しているという回答なのです。ただ、これもかなり無理があつて、こういう通知を出せば、事実上強制にはなるだろうという感じがしまして、だとすると、今度、これから国葬の問題が出てくるわけですが、国葬に関連して、千代田区教育委員会としてはどのように対処するのかということについて、事前に検討しておく必要があるのではないかと思います、情報提供させていただいた次第です。

子育て推進課長
金丸教育長職務代理者
子育て推進課長

保育園の定員割れの問題は部署としてどうなのでしょう。

委員長、子育て推進課長でございます。

はい。お願いします。

はい。金丸委員から、今後の展望としてどのような園児数の推移を想定しているかというところございまして、園児数の推移を見ながら保育所を整備していく担当でございますので、保育所整備の現状と今後についてということで、ちょっとご報告というか、今後の展望をご説明させていただければと思っております。

従来、区では、人口の増加に伴いまして、増大する保育ニーズに対応するために、様々な形態の保育施設を整備してきたところでございます。現在の新規での保育園整備につきましては、令和2年度からスタートしている計画に基づきまして、新しい保育園を造ってきているのですが、こちらの計画を作成したときであります令和元年度の時点では、人口推計をしているのですが、今後も人口とともに就学前の児童数も増大していくような形で推計をしております、これに基づいて保育所を造ってきたところでございます。これに基づきますと、どんどん保育所を新しく造り続けていくということとしていたところでございます。

しかし、令和3年度当初より、区の人口増加速度というのがちょっと鈍り始めてきてまして、就学前の児童数につきましてはちょっと減少してきているという状況でありまして、このまま保育所を造り続けてしまうと、供給量が多くなってしまふというところでございます。現在は、こうしたこともありまして、新規の整備を止めているという状況でございます。

令和5年度、直近でございますけれども、令和5年度、来年度については、1つの保育園の整備を最後に、一度白紙に戻しまして、その上で、令和6年度以降については、保育所整備については、今後の社会状況とかを見ながら改めて見直しの方向性を出していければと思っております。

園児数の推移というところなのですが、実態を見ますと、就学前の人口というのが令和3年度から減少してきていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

続きまして、東京都の通知に絡んだ半旗の掲揚等について、子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

今回の東京都が通知を出した件と国葬になってくると、話はちょっと異なってきますが、通常、文部科学省であるとか国から、東京都教育委員会を通じて市区町村の教育委員会に、天皇が崩御された場合ですとか、あと戦没者追悼式の日であるとか、半旗の掲揚について特段のご配慮を頂きたいというような内容の通知が参ります。その際には、やはり区教育委員会を通じて各校に、半旗の掲揚について特段のご配慮を頂きたいというところで、掲揚してくださいというような通知というか依頼を出すような形を取ります。

例えば、昔、故中曽根康弘、元総理ですか、その方が自民党の合同葬儀をした際には、「参考にお知らせします」というのが東京都の教育委員会の通知で来ています。その場合は、参考にお知らせということで、強要するようなお知らせにはしていないということです。やはり頂いた文書に応じて、段階に応じてお知らせしていくという形になっております。

金丸教育長職務代理者

これは、法律家から見るとかなり微妙な問題で、そもそも国葬という制度が日本にはないのです。それを国葬という形で出してイメージをつくり上げていくということ自体がちょっと問題があると同時に、やはり先ほどの中曽根元首相のような形で、お知らせはいいのだけれども、今回の東京都の教育委員会が全都立学校に対して半旗の掲揚を促すというふうになってしまうと、かなり問題があるのではないかと私自身は思うのです。

もちろんお知らせすることはいけないことではないですし、多分、千代田区の区民の大多数の気持ちも考える必要があるということとは思うのですけれども、文部科学省から通知があったからそれに動くのではなくて、区の教育委員会としての一応の方針をできれば立てておいて、それに基づいて動いたほうがいいのではないかとというのが私の考えであり、それに代わり、また別の問題なのですけれども、かなり政治的には問題があるというのは、要するに特定の政党に偏っているというふうに客観的には見えると思いますので、その辺が、教育との関係をどう見るかということでは、我々はもう一度考える必要があるのではないかという意味での提供でございます。

では、以上をもちまして今日の教育委員会を、定例会を閉会とさせていただきます。よろしいでしょうか。ほかにございませんか。大丈夫ですか。

(な し)

金丸教育長職務代理者

それでは、これで今日の定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。